

— 訪問看護ステーション千樹の杜 利用者負担金 —

(医療保険 令和元年 10 月 1 日現在)

健康保険法・国民健康法・後期高齢者医療に基づき所定の額 (1 割～3 割) を徴収させていただきます。

各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減額または免除されます。

	加算項目	制限	加算
訪問看護基本療養費	訪問看護基本療養費Ⅰ (一日につき)	週 3 日目まで	5550 円/日
		週 4 日目以降	6550 円/日
	訪問看護基本療養費Ⅱ	週 3 日目まで	5550 円/日
		週 4 日目以降	6550 円/日
	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門、人工 鼻行に係る専門の看護師	月 1 回を限度	12850 円
	訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊中の訪問看護	8500 円/回
	緊急訪問看護加算	1 日につき(1 回に限り)	2650 円/回
	難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	4500 円
		1 日 3 回以上	8000 円
	長時間訪問看護加算	90 分を超える場合	5200 円
	複数名訪問看護加算	週 1 回まで(看護師等)	4500 円
		週 1 回まで(准看護師)	3800 円
		週 3 回、ただし基準告示 2 の 1 の別表第七の利用 者、特別方も看護指示書の交付を受けている利用者 は制限なし	3000 円 1 日 1 回 6000 円/1 日 2 回 10000 円/1 日 3 回以上
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18 時～22 時)、早朝(6 時～8 時)	2100 円
深夜訪問看護加算	深夜(22 時～6 時)	4200 円	

	加算項目	利用者の状態	加算	
訪問看護管理療養費	訪問看護管理療養費	訪問看護に必要な計画的な管理に要する費用	月初め 7400 円/日 月の 2 日目以降 2980 円/日	
	24 時間対応体制加算(月 1 回)	利用者のコールにより	6400 円	
	特別管理加算(月 1 回)		・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	5000 円
			・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 や、人工肛門または人工膀胱を留置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態(MPUAP 分類Ⅲ度または Ⅳ度、DESIGN 分類 D3、D4、D5) ・点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められ る状態	2500 円
	退院時共同指導加算(月 1 回か 2 回)	保険医療機関または介護老人保健施設もしくは介護 医療 ^① に入院中(入所中)で、訪問看護を受けようと する患者またはその看護にあっている者 * 基準告示第 2 の 1 に規定する疾病等の利用者	8000 円	
	特別管理指導加算 (退院時共同加算に上乗せ)1 回限り	特別管理加算が算定できる状態	2000 円	
	退院時支援指導加算(1 回)	基準告示第 2 の 1 に規定する疾病などの利用者に対 して、退院日に訪問看護が必要と認められた者	6000 円	
	在宅患者連携指導加算(月 1 回)	在宅で療養している利用者であって通院困難な者	3000 円	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回)	在宅での療養中に、状態の急変や診療方針の変更 がある利用者	2000 円	
	精神科重症患者支援管理連携加算	精神科重症患者支援管理料を算定する患者	8400 円もしくは 5800 円	
	看護・介護職員・連携強化加算(月 1 回)	口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃 瘻または腸瘻による経管栄養又は経鼻経管栄養を 必要とする者	2500 円	

	加算項目	利用者の状態	加算
その他	訪問看護情報提供療養費(月 1 回)	・別表第七および別表八の利用者 ・精神障害を有する者又はその家族等	1500 円
	訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日及び、死亡前 14 日以内に 2 回以上ターミナル ケアを行った場合に算定 「人生の終焉段階における医療・ケアの決定プロ セスに関するガイドライン」を踏まえ意思決定	死亡月に 25000 円